

告 示

埼玉県告示第六十二号

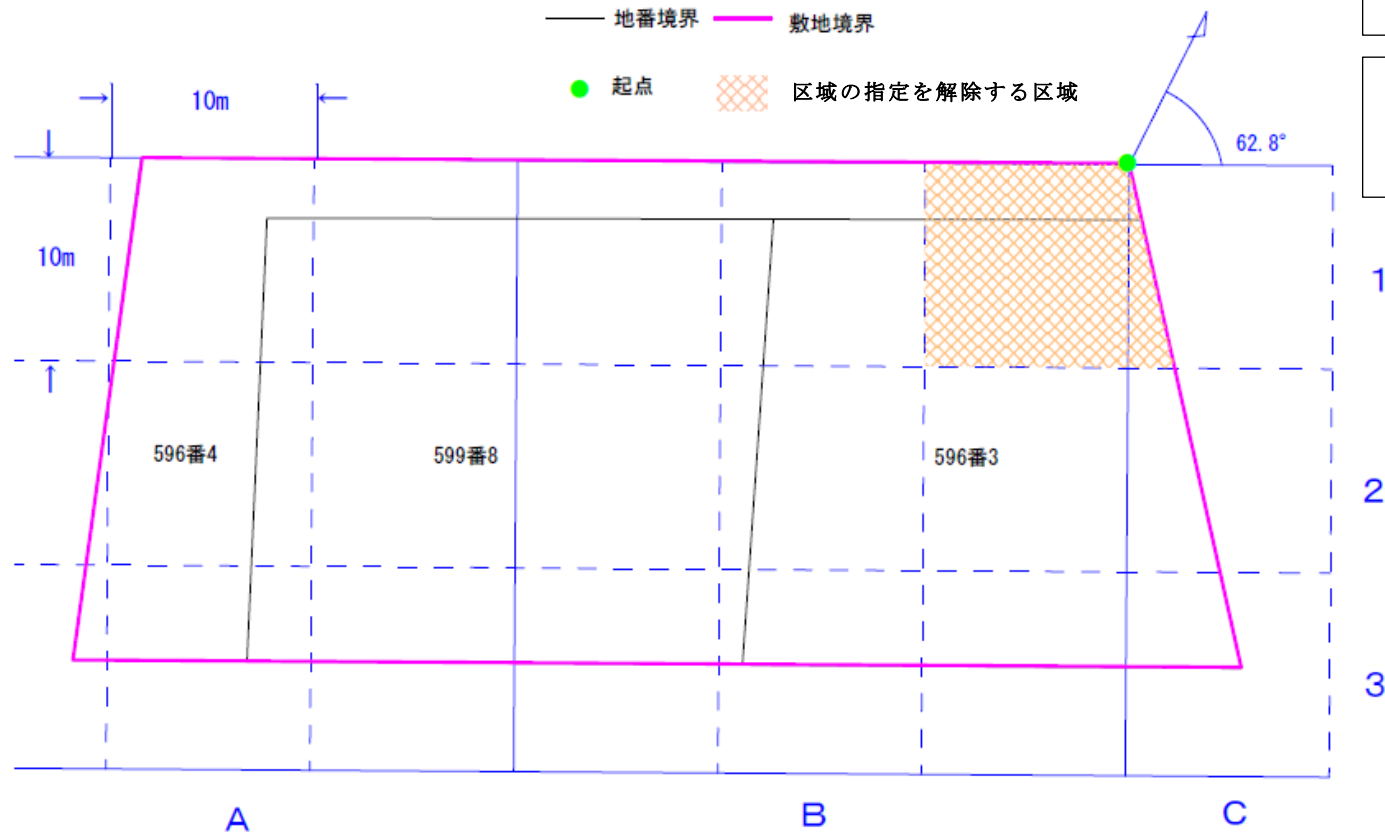
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第千四百四十一号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十九年一月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県狭山市広瀬台二丁目五百九十六番三の一部及び五百九十六番四の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ほう素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



【起点】

起点は、埼玉県狭山市広瀬台二丁目 596 番 4 の最北端とする。

【格子の回転角度】

62 度 08 分